

# 田尻町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和6年3月15日

田尻町農業委員会

## 1. 基本的な考え方

### (1) 本指針の位置づけ

本指針は、「農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）」第7条に基づく「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」として、区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標及び推進の方法について定めたものである。

### (2) 目標の見直しについて

本指針に掲げる目標及び目標年次については、達成状況その他社会情勢等を踏まえ、農業委員の改選期ごとに検証・見直しを行うものとする。

## 2. 遊休農地の解消について

### (1) 遊休農地の解消目標（令和11年3月） 0.4ha

#### 【目標設定の考え方】

本指針策定時における管内の遊休農地面積の5分の1の面積をもって目標年次までの解消目標とする。

- ・管内農地面積 57.3ha
- ・管内遊休農地面積 2.0ha

### (2) 遊休農地解消の具体的な取り組み方法

- ・農業委員による農地パトロール（農地利用状況調査）の実施と農地利用意向調査の実施
- ・農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定による農地の貸借の実施

### (3) 遊休農地解消の評価方法

遊休農地解消の進捗状況は、遊休農地の解消面積により評価する。

### 3. 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標（令和11年3月） 0.6ha

#### 【目標設定の考え方】

平成28年4月に田尻町が策定した農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想と同様に、令和11年3月までに管内農地の25%を担い手へ集積することを目標とする。

- ・管内農地面積 57.3ha……①
- ・集積目標面積 14.3ha……② (①×25%)
- ・集積済み面積 13.7ha……③
- ・令和11年3月までの集積目標 0.6ha……④ (②-③)

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法

- ・農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定による農地の貸借の実施
- ・町や農協等の関係機関と連携した新規参入者のサポート

(3) 担い手への農地利用集積の評価方法

担い手への農地利用集積の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

### 4. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標（令和11年3月） 5経営体

#### 【目標設定の考え方】

1年間の新規参入の目標を1経営体とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

- ・大阪府、大阪府農業委員会ネットワーク機構及び農協等と連携し、情報共有を図りながら就農支援相談に応じ、新規参入の促進を図る
- ・必要に応じて、貸借可能な農地が存在する区域の現地確認を実施

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入の経営体数により評価する。